

今月の言葉

夢は逃げない。逃げるのはいつも自分だ

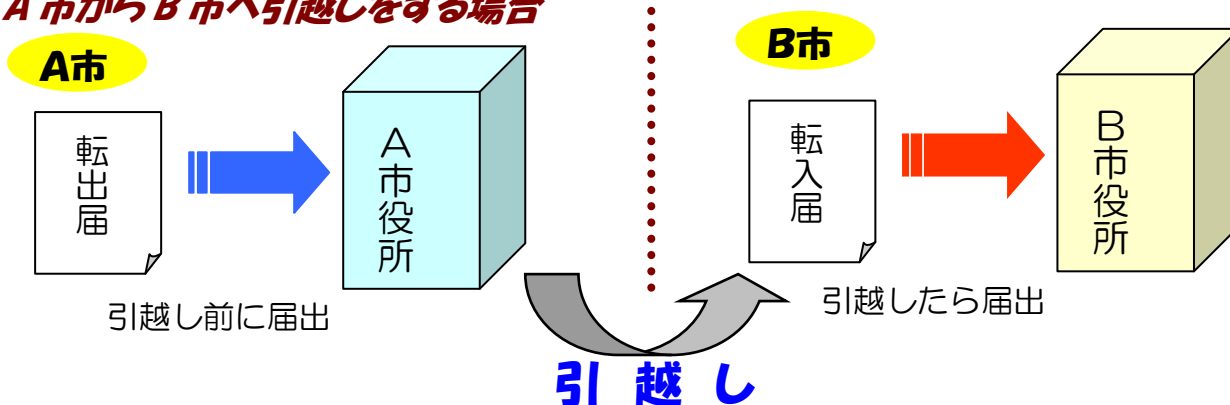
総務課

外国人の方々にも住民票が作られます。

日本に住む外国人が年々増加していることを背景に、住民基本台帳法の一部を改正することになりました。これにより外国人住民にも住民票が作成されることとなります。この法律の施行は平成24年7月9日ですが、同じ日に「外国人登録法」は廃止となります。これまで2つの制度で把握していた外国人と日本人で構成する1つの世帯について、世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになりました。

法律施行後は、日本人と同様に、転出地の市町村長に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で転出証明書を添えて転入届をすることになります。

A市からB市へ引越しをする場合



対象となる方には、市役所より通知が送付されています。同封されている「仮住民票記載事項通知書」の記載内容を確認しましょう。記載内容が正しくなかった場合は、お住まいの区の区役所区民生活課で、できるだけ早く手続きを行ってください。

日本語教室を開催しています



現在、伸栄総合サービスの1階では、「グローバル人財サポート浜松」の主催する日本語教室（毎週土曜日 10:00～12:00）を実施しています。参加者からの感想を紹介します。



- 「ともだちできました。わたしのにほんごは、だいじょうぶかもしれない。もうはずかしくないです。」（フィリピン人）
- 「にほんごがっこうは、とてもすきです。」（ブラジル人）

興味のある方は、伸栄事務所または、管理担当者へお問合せください。